

パートの労働契約が変わります

パート 待遇改善へ道

**改正法、勤続5年で無期限雇用
製造・小売り重荷に**

改正労働契約法のポイント

- 5年を超えて勤務したパート・契約社員は申し出れば、期間を定めない雇用に
- 契約更新を繰り返したパート・契約社員への企業の雇止めを禁止
- 契約期間の有無にかかわらず、待遇に不合理な格差を設けない

労働基準法は1回の雇
用契約を原則3年以内と

同じ職場で5年を超えて働いて
いるパートや契約社員を対象に、本人
が希望すれば無期限の雇用への切り
替えを企業に義務づける改正労働契
約法が3日、成立した。正社員との
理不尽な待遇格差の改善に道が開け
たが、パートが戦力となつている製
造業や小売業などには負担増にもな
る。企業側がパートの契約更新に傾
重になるおそれもあり、運用には注
意も多い。

労働基準法は1回の雇
用契約を原則3年以内と
定められているが、何度も契
約を結んだ場合の雇用ル
ールはこれまででなかつ
た。契約更新を繰り返して
5年を超えて同じ職場で
働いたパートや契約社員
は企業から突然雇止め
される不安がなくなる。
改正法は2013年度
中に施行される見直し
後にパートや契約社員
が雇止めされたら、
更新したりした契約が対
象になる。施行後は雇
用契約の更新が認められ
ない。企業は対応
を迫られることになる。



ただ、ある大手ハンパ
ーチェーン店は5年以
上働く従業員が多く、雇
用コストが高かったとし
て、その店の従業員数を
減らしにくくなる」と人
員配置の硬直化を懸念す
る。

(日本経済新聞 H24. 8. 4朝刊)

労働契約法が改正されました。

- ① 5年を超えて勤務したパート・契約社員は申し出れば、期間を定めない雇用に
 - ② 契約更新を繰り返したパート・契約社員への、合理的な理由のない雇止めを禁止
 - ③ 契約期間の有無にかかわらず、待遇に不合理な格差を設けない
- (このうち②は8/10から施行されています。①③は来年4月からの予定です)

いわゆる有期雇用者は全雇用者の2割を超え、待遇の改善が求められてきましたが、今回の改正は経営に少なからぬ影響があり、今後の運用から目が離せません。